

## 議案第44号

### 鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県景観形成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例

鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(巡視活動)

第34条 県は、景観形成を図るために必要な巡視活動を行うものとする。

(景観形成巡視員)

第34条 景観形成を図るために必要な巡視活動を行わせるため、景観形成巡視員を置く。

2 景観形成巡視員は、市町村長が推薦する者のうちから、知事が任命する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。